

(趣旨)

**第1条** この規則は、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）に基づき、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的に行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道並びに専用水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道であつて、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、法の適用を受ける水道を除く。
- (3) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道であつて、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、法の適用を受ける水道を除く。
- (4) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）であつて、当該専用小水道又は専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

(設置等の届出)

**第3条** 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、当該設置の日から起算して15日以内に、専用小（自家）水道設置届（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ届け出なければならない。

- (1) 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- (2) 水質検査の結果
  - ア 原水 水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）についての検査結果
  - イ 給水栓の水 水質基準項目及び消毒を行っている場合においては、その検査結果
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(施設変更等の届出)

**第4条** 前条の規定による専用小水道又は専用自家水道の設置の届出をした者は、当該届出事項に変更があつたときは、専用小（自家）水道変更届（別記様式第2号）により、直ちに市長へ届け出なければならない。

(休止及び廃止の届出)

**第5条** 専用小水道又は専用自家水道を設置した者（以下「設置者」という。）は、給水の全部若しくは一部を休止し又は廃止したときは、専用小（自家）水道休止（廃止）届（別記様式第3号）により、直ちに市長へ届け出なければならない。

(水質検査等)

**第6条** 設置者は、次の各号により定期及び臨時の水質検査を行うものとする。

- (1) 色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査は1日1回以上行うものとする。
- (2) 1年以内ごとに1回、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物

イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する検査を実施するものとする。

(3) 当該小水道により供給される水に異常を認めるとき、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を行うものとする。

(4) 水質検査を依頼するに当たっては、法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

(5) 第1号から第3号までに規定する水質検査を行なったときは、当該検査結果を5年間保存しなければならない。

(消毒に必要な措置)

**第7条** 設置者は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1mg/L（結合残留塩素の場合は、0.4mg/L）以上保持するように塩素消毒をしなければならない。ただし、供給する水が病原微生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原微生物に汚染されたことを疑わせるような微生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、当該給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/L（結合残留塩素の場合は、1.5mg/L）以上保持するように塩素消毒をしなければならない。

(水源地等の保護)

**第8条** 設置者は、水源地、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内は常に清潔を保持しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

**第9条** 市長は、小水道の布設及び管理の適正を確保するため必要があると認めるときは設置者から必要な報告を徴し、又はその職員を小水道施設のある場所に立ち入らせ、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、身分証明書（別記様式第4号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善の指示等)

**第10条** 市長は、小水道が衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該設置者に対し、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、設置者が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水停止を命ずることができる。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。